

平成27年6月

東日本コーヒー商工組合

東北・北海道地区懇談会 配布資料

「景品表示法及び食品表示法施行の影響」並びに地理的 表示法の影響について

1. 景品表示法改正関係

(1) 平成26年6月6日改正 12月1日施行に係る要点

- ① 行政の監視指導体制の強化（地域に消費生活協力員を置き不当な表示があれば行政当局へ通報させるなど）
- ② 都道府県知事の権限強化（国以外に都道府県知事も不当表示とみなせば措置命令可能）
- ③ 事業者の表示管理体制の強化（表示責任者の設置）

(2) 平成26年11月19日改正 27日公布 公布より1年6ヶ月以内施行

本改正は、不当表示等による事業者の利益を許さないとの観点から課徴金制度を導入するもの

- ① 課徴金の対象行為は優良誤認表示や有利誤認表示
- ② 課徴金額の算定は対象商品・役務の売上額の3%
- ③ 対象期間は最大3年間
- ④ 課徴金額が150万円未満であれば課徴金を賦課しない

(3) コーヒー公取協事務局への問い合わせ事例

- ① スペシャル、スペシャルティ、最高級、高級、至極などの商品の修飾語が妥当か、又はその根拠に関する問合せが、昨年12月以降多くなっている。
- ② 架空の地名を使用したコーヒー製品は優良誤認表示に当るか否かの問合せが増えている。
- ③ ウィンナーコーヒーやカフェラテなどのメニュー表示に関する根拠（定義）を求めてくる事例が増えている。
- ④ 焙煎方法とその表示が適切か否か、要すれば優良誤認表示につながるか心配、とする問合せも目立つ。

2. 食品表示法関係

- (1) 平成 25 年 6 月 28 日公布 平成 27 年 4 月 1 日施行
- (2) 食品表示基準 平成 27 年 4 月 1 日施行、Q&A も同年 3 月末日に公表
- (3) 一部を除き 5 年間の猶予期間がある。しかし、大手小売業の中には PB について先行表示する意向もあり、猶予期間が有名無実化する可能性あり。
- (4) 栄養表示はコーヒーには適用されない。しかし、納入先よりコーヒーの栄養表示や栄養価について提出を求められて困るとの相談あり。
- (5) 製造所固有記号については消費者庁のシステムが稼働してから受付開始となるので、1 年程度経過期間が必要とされている。また、既存の固有記号は同一商品が 2 工場以上で製造されていないと認められず、既存の記号は使用できない。記号での表記が認められても何らかの手段で記号がどこの工場であるか、消費者等にわかるようにしなければならない。
- (6) 本年 4 月 1 日から消費者庁への届出のみで機能性表示が認められる。自己責任ルール。
- (7) 食品表示基準の施行に係る消費者庁ホームページについて
<http://www.caa.go.jp/>

3. コーヒー公取協で消費者庁に申入れ等していた食品表示法に係る懸念事項

の取扱（消費者庁ホームページ掲載 Q&A より抜粋）

(1) 栄養成分の表示

（栄養成分の量及び熱量関係）

（加工－177）

1 日に摂取する当該食品由来の栄養成分の量及び熱量が社会通念上微量である食品にはどのようなものが含まれますか。

（答）

コーヒー豆やその抽出物、ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等が考えられます。

ただし、スパイス等のうち一度に多く使用する場合が想定され、かつ、その場合に栄養の供給源となり得るものについては、栄養成分の量及び熱量の表示を省略できません。

(参考)

問 (加工-177) 関係

「栄養成分の表示」について、コーヒー単体のものについては表示を求められませんが、ミルクや砂糖などを加えたものは表示が必要になることがあるので、注意してください。

(2) 特色ある原材料表示

(加工-215)

次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」
- ③ 「炭焼き焙煎麦使用」
- ④ 「キリマンジャロブレンド」

(答)

- 1 基本的な考え方としては、「使用」、「たっぷり」等、その原材料をどのような用語で表現するかに関わらず、原材料自体を一般的名称で表示する場合は、特色のある原材料の表示には該当しません。
- 2 ①～③ 省略

- ④ (加工-213) の1 ①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。

「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は(加工-213)の1 ⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。

(加工-213)

どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。

(答)

- 1 「特色のある原材料」とは、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたものであり、同種の原材料に占める割合が100%使用でない場合に「〇〇使用」、「〇〇入り」のように「使用した旨」を表示することが、消費者に優良誤認を与えられとされるものを指します。「特色のある原材

料」に該当するものを、以下のとおり整理しました。

① 特定の原産地のもの

- ・国産大豆絹豆腐
- ・トルコ産ヘーゼルナッツ使用
- ・十勝産小豆使用
- ・国内産山ごぼう使用
- ・三陸産わかめを使用 等

② 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品

(省略)

③ 非遺伝子組換えのもの等

④ 特定の製造地のもの

- ・群馬県で精製されたこんにゃく粉入り
- ・北海道で製造されたバターを使用 等

⑤ 特別な栽培方法により生産された農産物

- ・特別栽培ねぎ入り
- ・栽培期間中農薬不使用のにんじん使用 等

⑥ 品種名等

- ・とちおとめ使用
- ・コシヒカリ入り
- ・本まぐろ入り 等

⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名

- ・宇治茶使用
- ・松阪牛使用
- ・越前がに入り
- ・市販されている商品の商品名〇〇を「〇〇使用」 等

(③については、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に基づき表示することが必要。)

2 ただし、他法令、行政機関の定めるガイドライン等により、上記①～⑦に

該当する原材料の表示方法が定められているものについては、当該法令等に定める方法により表示する場合に限り、特色のある原材料には該当しないものとします。

3 なお、当然のことながら、1において特色のある原材料に該当すると整理したもの以外についても、その原材料に関する表示が、実際のものより優良な製品であると誤認させる場合は不適切です。事業者は食品表示法に基づく本規定のみならず、景品表示法など他法令で定められた優良誤認防止の規定にも留意しつつ、消費者に誤認を与えない適切な表示を行ってください。

4. 地理的表示法

(コロンビア産コーヒー豆の地理的表示について)

1. 経緯

2014年6月に、世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定付属書に基づき、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が成立し、本年6月に施行される。地理的表示の考え方は、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついていることを特定できるものを保護することである。

今般、農林水産省新事業創出課より、コロンビアコーヒー生産者連合（FNC）東京事務局から同国産コーヒーについて、6月に施行される地理的表示法に基づき申請したい、との意向があるとの説明があった。

2. 申請後の扱い

FNC が同国産コーヒー生豆について、農林水産省に地理的表示（※ GI : Geographical Indication）を申請、公示・縦覧、審査手続きを経て、登録となる。

※ その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついていることを特定できるもの。

3. 登録後の扱い

- (1) 登録は「Café de Colombia」「コロンビアコーヒー」であるので、これらの名称を使用する場合には、GI マークを付す必要がある。
- (2) 類似する表示である「コロンビア」についても、規制対象となる。(GI マークも付すことはできない。)
- (3) ブレンド品を含めた加工品も規制対象となるため、「コロンビア（コーヒー）ブレンド」は規制対象となる。しかしながら、コーヒー公正競争規約に従い 30%以上「Café de Colombia」をブレンドしていれば、規制は及ばない。(ただし、GI マークを付すことはできない。)
- (4) 「コロンビアコーヒー」のコロンビア国内での管理は FNC が行い、農水大臣が FNC の管理体制をチェック、日本国内での不正使用の取締りは農水大臣が行う。

4. 課題など

- (1) 既に、「Café de Colombia」「コロンビアコーヒー」「コロンビア」と表示して販売されている製品には、FNC 登録後も先使用权がある（なお、GI マークの対象にはならない。）。
- (2) 事業者にとりコロンビア産コーヒー豆は使い勝手の悪い商材にならないか。
- (3) コロンビア国から輸入されるコーヒー製品であっても、「Café de Colombia」「コロンビアコーヒー」「コロンビア」という名称の表示がなされれば、GI の規制対象となる。